

# 福生市のお知らせ

発行 福生市 編集 企画財政課広報広聴係 ☎ 51-1511 内線214~5

53年10月1日  
54年3月31日生まれの赤ちゃんに

## 市の木プレゼント

昭和五十三年十月一日から昭和五十四年三月三十一日までに生まれた赤ちゃんに、出生記念樹として、市の木モクセイの苗木をプレゼントします。  
該当される方には、はがきで通知いたしますので、次の会場でお受け取りください。はがきが届かない方は、母子手帳など出生を証明するものを持って、該当会場でお受け取りください。

### お貸しします

五月一日から、北田園家庭菜園をお貸しします。貸出区画は四十区画です。  
余暇を利用して、野菜作りの楽しさを味わってみてはいかがでしょうか。貸出期間：昭和五十四年五月一日

## 家庭菜園

五月一日から、北田園家庭菜園をお貸しします。貸出区画は四十区画です。  
余暇を利用して、野菜作りの楽しさを味わってみてはいかがでしょうか。貸出期間：昭和五十四年五月一日

### A・B農地

#### 減額対象農地の申告を

四月一日から、市のチャイム放送が、午後五時十五分に変更されます。  
今まで、冬時間の午後四時四十分、子供たちに帰宅を知らせるチャイム放送をしていましたが、四月一日から十月三十一日まで、夏時間の午後五時十五分に変更されます。  
放送後も、子供たちが外で遊んでいるのを見かけましたら、一声かけて帰宅をうながしてください。みなさんの力で健全な青少年を育てましょう。

加美平土地区画整理地区内  
登記事務再開  
加美平土地区画整理事業の完了により、福生登記所の登記閉鎖が行われていましたが、三月三十一日に登記手続きが終了します。これにより、四月二日から登記事務は平常どおりになります。

### 減免・徴収猶予の申請は4月28日まで

下水道事業受益者負担金の減免・徴収猶予の申請は、四月二十八日までにお願います。  
昭和五十四年度賦課対象区域内（昭和五十四年一月広報掲載）の方で、農地として耕作しているとか、災害、盗難などの事故により、負担金を納めていただくことが難しいと認められたときは、負担金が徴収猶予されます。また、用途、負担能力によって減免の制度もあります。徴収猶予、減免を受けようとする方は、申請書が必要になりますので、まだ申請されていない方は至急申し出てくださいます。対象基準は次のとおりです。

徴収猶予の対象	猶予期間
1. 受益者又は受益者と生計をともにする親族が病氣、事故等により生活に困難をきたすことと認められるとき	市長の認定する期間
2. 市税減免者	当該減免の期間
3. 係争地の場合	受益者の決定（判定）の日までの間
4. 災害により家屋の被害を受けたとき又は盗難にあったとき	市長の認定する期間
5. 公共又は公用地に使用している土地（児童遊園地等）	市長の認定する期間
6. 田、畑、山林等	宅地として使用できなくなるまでの期間

  

減免の対象となる土地	減免率(%)
1. 公の生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者の所有する土地。	100
2. 宗教法人法（昭和26年法律第126号）及び墓地埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による土地 (イ)墓地・納骨堂の敷地 (ロ)境内地	100 75
3. 日本国有鉄道及び民間鉄道の踏切道敷	100
4. 日本国有鉄道及び民間鉄道の駅前広場	100
5. 私立保育園、幼稚園にかかると土地	75
6. 自治会等の所有又は使用する集会所の敷地	100
7. 公共性があると認められる私道（建築基準法第42条にかかると土地を含む）	100
8. その他市長が減免する必要があると認められる土地	状況に応じ市長が定める

### 緑の相談日開設

四月から毎月第2木曜日  
野菜から植木まで  
市では緑化計画に基づいて緑を守り育てる運動を行っています。その一つとして四月十二日から十一月までの、毎月第二木曜日に「緑の相談日」を開きます。この緑の相談日は、市民のみなさんが樹木や草花を育てたり、野菜や果物などを作るときに起る問題や上手に作るコツは何かという

### 小・中学生に

#### 就学費を援助

教育委員会は、小・中学生の就学費を援助しています。家庭の経済的理由により、生活が苦しく、児童・生徒の就学費が思うようにならない場合に、ご利用ください。援助の対象となるのは学用品費、修学旅行費、学校給食費などです。  
くわしくは、学校または教育委員会学務課学務係（☎5215511）へお問い合わせください。  
ご利用ください

### 育英資金

高等学校や高等専門学校に在学、進学者に対し、修学に要する費用を支給いたします。  
市内に住所を有する者と同じ世代にある子女であること。  
二、経済的な理由により、修学が困難であること。三、成績良好で心身が健全であること。  
四、同種の奨学資金を他から支給、または貸付けされていないこと。五、在学校長から将来社会に貢献し得る人物であると認められたこと。六、世帯主が市税を滞納していないこと。  
希望される方は、四月二日から十日までに教育委員会庶務係（☎5215511）へお申し込みください。

### 4月の母子衛生行事

- 三か月検診 四月十七日（火）  
該当児 昭和五十四年一月生まれのお子さん
- 六か月検診 四月十日（火）  
該当児 昭和五十三年十月生まれのお子さん
- 九か月検診 四月十三日（金）  
該当児 昭和五十三年七月生まれのお子さん
- 三歳児検診 四月三日（火）  
該当児 昭和五十一年三月生まれのお子さん
- 受付時間 いずれの検診も午後一時三十分～二時三十分  
会場 三か月と三歳児は福生保健所 六・九か月は健康センター
- お問い合わせ いずれも福生保健所 ☎51-0811
- ※ 各検診とも母子手帳をお忘れなく。六・九か月は受診券も必要です。

### 4月の無料相談

- 法律相談 四月十一日（水）・十八日（水）・二十五日（水）  
予約制先着八人。相談日の六日前から電話で受け付けます。
- 人権の上相談 四月四日（水）  
午後一時～四時
- 行政相談 四月四日（水）  
午後一時～四時
- 交通事故相談 四月十九日（木）  
午後一時～四時
- パートタイム相談 毎週火曜日  
午後一時～四時
- 少年相談 四月十三日（金）・二十七日（金）  
午前九時～午後五時
- 予約制、当日四時までに（☎51-1511内線217）へ。
- 相談日以外は、警視庁立川少年センター（☎04251-2216938）へ。
- ※ いずれの相談も、会場は市役所一階市民相談室です。
- 心配ごと相談 四月五日（木）  
午後一時～四時
- 心身障害者相談 四月十五日（日）  
午後一時～四時
- 会場 福祉会館
- 母子相談 毎週月・水・金曜日  
午前九時～正午
- 会場 市役所内福祉事務所
- 児童相談 毎週月曜日  
会場 市役所内福祉事務所
- 教育相談 毎週火曜日  
午後二時～四時
- 会場 市民体育館相談室
- 会場 広報広聴係
- 消費者相談 毎日午前九時～午後四時（土曜日の午後、日曜日、祝日は除く）
- 会場 広報広聴係
- 緑の相談日 四月十二日（木）  
午後一時～四時
- 会場 市役所一階市民相談室
- ※ 電話でも受け付けます。  
☎51-1511内線217

